

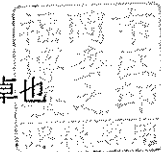
公 示 送 達 書

令和8年9月11日

下記の者へ送達すべき書類を、博多区役所市民部課税課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市博多区長

中村 卓也



送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

送達する書類の名称

博課税第132号

注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。